

五所川原市告示第 111 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 8 日

五所川原市長 佐々木 孝



1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 五所川原市字下平井町 201 番地 6
- (2) 家屋番号 201 番 6
- (3) 用途 居宅
- (4) 構造 木造
- (5) 延床面積 79.20 平米

2 所有者等に命ずる必要な措置の内容

1 の特定空家等を除却するとともに、建築物の内部及びその敷地内に残置されている動産等について、これを搬出し適切に処理すること。

3 所有者等に命じる理由

1 の特定空家等は、2 階部分の倒壊、構造上主要な部分（土台、柱、はり等）の腐朽・破損・変形、屋根の過半を超えた破損・欠落等が確認され、今後さらなる倒壊や破損部材の飛散等により、周囲に人的被害等が危惧されるなど、著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため。

4 措置の期限

令和 8 年 11 月 6 日

5 五所川原市長による措置

1 の特定空家等の所有者等が、4 の措置の期限までに 2 の措置を行わないときは、五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第 22 条第 10 項の規定により当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

6 動産の取扱い

五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、2 の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4 の措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7 の問い合わせ先へ通知すること。

7 問い合わせ先

五所川原市総務部防災管理課防災管理係
連絡先 0173-35-2111